**募集詳細**

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

　町および農業委員会では、現農業委員の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・公募を実施します。

　応募方法等は、次のとおりです。

１．募集人数

　・農業委員　　　　　　　　１３人

　・農地利用最適化推進委員　　４人

２．要件

（１）農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等を適切に行うことができる者。

（２）次のいずれかに該当する場合は、委員となることができません。

　　ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

３．推薦・応募書類

　推薦・応募用紙（農業委員会用と農地利用最適化推進委員用があります。）

　町ホームページから「推薦用紙、応募用紙」をダウンロードするか、農業委員会（産業観光課内）で配付しています。

　・推薦用紙（農業委員・個人による推薦）

　・推薦用紙（農業委員・法人または団体による推薦）

　・推薦用紙（農地利用最適化推進委員・個人による推薦）

　・推薦用紙（農地利用最適化推進委員・法人または団体による推薦）

　・応募用紙（農業委員）

　・応募用紙（農地利用最適化推進委員）

４．応募方法

　推薦用紙等に必要事項を記入し、推薦人または応募者が直接農業委員会事務局（産業観光課）までお持ちください。

５．推薦及び募集期間

　令和５年３月６日（月）から令和５年４月７日（金）まで

　（土曜、日曜、祝日を除く。）

　受け付け時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までです。

　※募集人数に満たない場合、推薦及び募集期間を延長します。

６．任命・委嘱の方法

　・農業委員は、町長が推薦・応募の結果を尊重し、選任議案を作成、議会の同意を得て町長が任命します。

　・農地利用最適化推進委員は、農業委員会が推薦・応募の結果を尊重し、委嘱します。

７．任期

　・農業委員

　　令和５年７月２０日から令和８年７月１９日まで

　・農地利用最適化推進委員

　　委嘱日から令和８年７月１９日まで

８．長瀞町農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の区域

|  |  |
| --- | --- |
| 区域の名称 | 区域の範囲 |
| 第１区域 | 大字長瀞、大字本野上 |
| 第２区域 | 大字中野上、大字野上下郷（杉郷、辻、宮沢地区） |
| 第３区域 | 大字野上下郷（滝の上、小坂地区）、大字矢那瀬 |
| 第４区域 | 大字岩田、大字井戸、大字風布 |

９．農業委員、農地利用最適化推進委員の役割

・農業委員は、農地の権利移転・設定の許可や転用等について、月に一度開催される農業委員会総会で審議、農地利用最適化推進委員と連携し、現地確認等を行います。

・農地利用最適化推進委員は、担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、農地の有効利用を図ります。また、月に一度開催される農業委員会総会に出席し、担当する区域の農地法等の申請に内容について、調査し、結果を報告します。

10．情報公表

　推薦者、被推薦者、応募者に関する情報は、推薦・募集期間の中間と期間の終了後に、町公式ホームページにて公表いたします。

11．その他

（１）農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募をすることができます。（それぞれ手続が必要。）ただし、兼務はできません。

（２）推薦・応募について、耕作要件はありません。現在、農業を営んでいない方も、農業委員または農地利用最適化推進委員に推薦・応募することができます。

（３）提出書類は返却いたしません。

12．問い合わせ先

　　農業委員会事務局（産業観光課内）

　　〒３６９－１３９２　秩父郡長瀞町大字本野上１０３５－１

　　電話：０４９４－６６－３１１１　ＦＡＸ：０４９４－６６－０８９４